

大阪市在住の高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校の生徒向け

令和8年度 大阪市奨学費 奨学生募集要項

概要

毎年度申請が必要です

大阪市では、能力があるにもかかわらず経済的理由のために、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。以降「高等学校等」という。）での修学が困難な生徒へ、奨学費を支給します。令和8年度「大阪市奨学費奨学生（以降、「奨学生」という。）」の募集（選定）を次のとおり行います。

資格

令和8年7月1日現在、次の全ての要件を満たす生徒

- 高等学校等に在学中
- 大阪市住民基本台帳に登録
- 学業が優良で、生活の全般を通じて行いが善良
- 市民税非課税世帯に属する（※1）または、児童養護施設へ入所・里親に養育されている（※2）
- 生活保護（高等学校等就学費）を受給していない（※3）

支給上限額から、大阪府「奨学のための給付金」（府給付金）を含む、他の給付型奨学金が控除されます。
次ページで対象となるか、ご確認ください。

※1 「同居所」及び「別居で扶養関係がある者」全員が、市民税非課税（世帯分離していても審査対象）。

海外勤務などで市民税非課税であることを確認できない場合、対象外

※2 児童福祉法第27条第1項第3号の措置による児童養護施設への入所・里親の委託が対象

※3 大阪市教育委員会が関係機関に確認します。

以下例のように学校の定める正規の修業年限を限度としています。

- 全日制高等学校：3年
- 定時制高等学校：4年
- 通信制高等学校：3～4年
- 高等専門学校：5年

技能連携制度により、高等学校と専修学校の両方に在籍している場合、
専修学校は対象外です。申請書は高等学校名を記入してください。

支給上限額

- 第1学年（入学年度のみ）：107,000円まで／年
- それ以外の学年：72,000円まで／年

提出・お問合せ先

※オンライン申請が出来ます。オンライン以外での申請は「大阪市教育委員会（下記・裏面に記載）」まで直接提出願います。

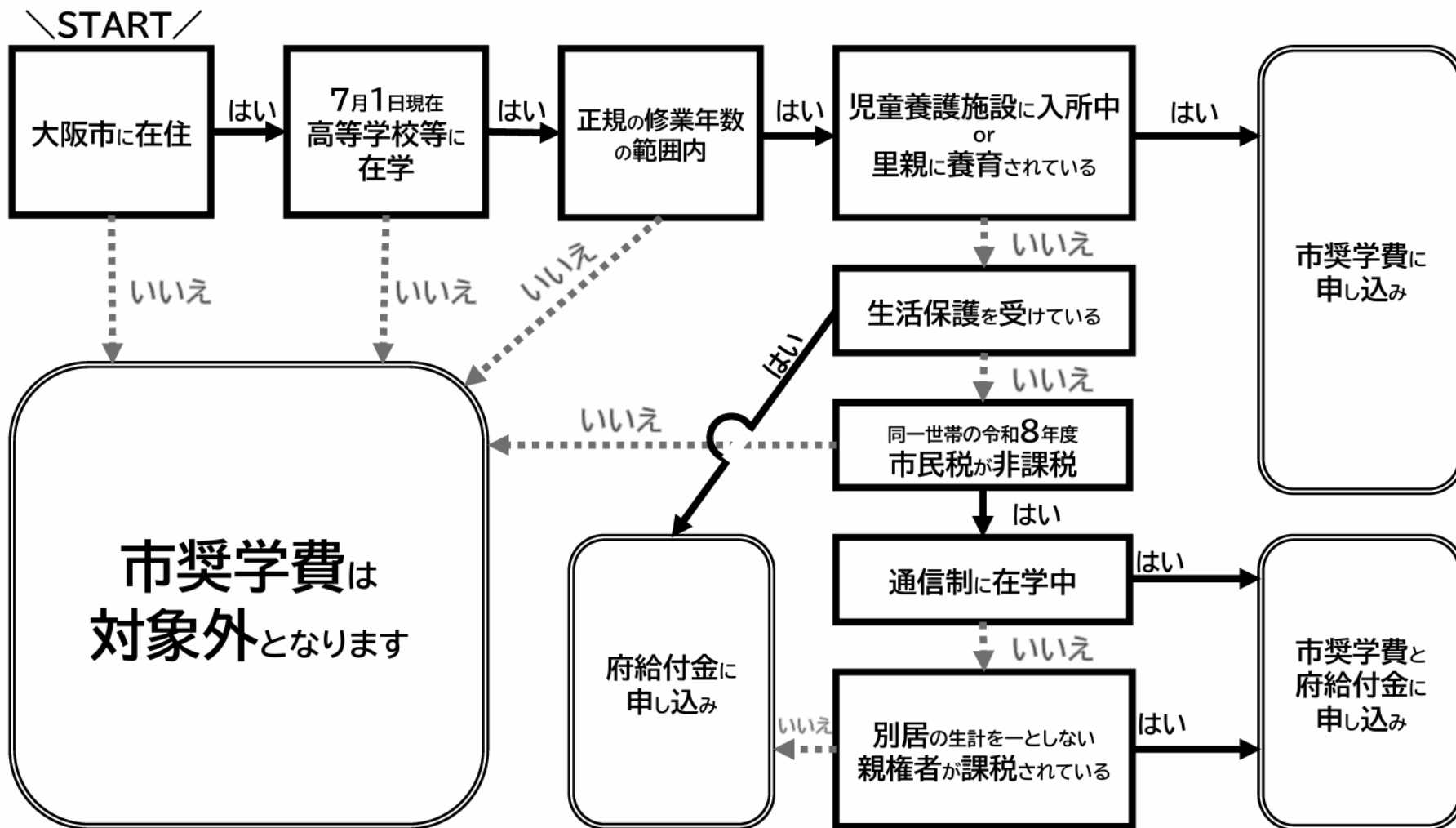
〒557-0014

大阪府大阪市西成区天下茶屋1-16-5

大阪市教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当（就学支援グループ）

電話：06-6115-7641 FAX：06-6115-8170

申請期限 令和8年7月1日（水曜日）厳守



市奨学費:大阪市奨学費 府給付金:大阪府「奨学のための給付金」

府給付金への申請を忘れずに！

「大阪市奨学金（以降、「市奨学金」という。）」の支給上限額は、保護者が「大阪府『奨学のための給付金』（以降、「府給付金」という。）」の支給要件を満たす場合、大阪府への申請の有無にかかわらず、府給付金を控除した後の金額となります。

そのため、全日制・定時制の高等学校等の場合、以下の方を除き市奨学金は支給されません。

- 児童養護施設入所者
- 里親に養育されている方
- 別居の生計を一としない親権者がおり、その親権者は課税されている（府給付金との差額を支給）

**府給付金に該当される場合、全日制・通信制等を問わず、必ず大阪府へ申請してください。
府給付金と市奨学金は申請期間が異なります。**

参考 大阪府「奨学のための給付金」 令和8年6月下旬以降に募集案内、
令和8年7月1日から募集予定

保護者等が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合

- 大阪府への申請の有無にかかわらず、府給付金額を控除した金額が市奨学金の支給上限額です。府給付金対象の方は、必ず大阪府へ申請してください。
- 府給付金額が市奨学金を上回る場合、市奨学金は支給されません。
- 府給付金以外の「給付型奨学金」を受給する方は、支給停止・減額します。

参考 大阪府「奨学のための給付金」について

府給付金の概要

大阪府では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、要件を満たす保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給しています。

申請手続き・要件等については、大阪府ホームページをご覧ください。

国公立



私立



府給付金のよくある質問

Q：市奨学金を申請すれば、府給付金も申請したことになりますか？

A：府給付金も申請したことにはなりません。
大阪市と大阪府、それぞれに申請が必要です。

Q：市奨学金を申請しなくても、府給付金の申請はできますか？

A：府給付金の支給要件を満たす場合、大阪府の募集期間中に申請できます。
なお、府給付金は在学する高等学校等によって提出先が異なります。

- 国公立と大阪府が認可する私立高校： 学校を通じて提出
- 大阪府認可校以外の私立高校： 大阪府へ直接提出

府給付金控除後の市奨学費支給上限額（市奨学費上限額①－府給付金予定額②）

市奨学費上限額①（第1学年（入学年度のみ）：107,000円まで／年、それ以外の学年：72,000円まで／年）

令和8年度府給付金予定額（年額）② 道府県民税・市町村民税（市府民税）所得割額 （非課税部分のみ抜粋）※1			府給付金控除後の市奨学費の支給額（①－②）※2	
			第1学年 （入学年度のみ）	それ以外の学年
国公立	全日制・定時制	143,700円	0円	0円
	通信制	50,500円	56,500円	21,500円
私立	全日制・定時制	152,000円	0円	0円
	通信制	52,100円	54,900円	19,900円

府給付金の生活保護（生業扶助）受給世帯への支給額は、国公立32,300円、私立52,600円です。

府給付金は保護者等全員の市府民税の所得割額合算額が182,500円未満の場合支給されます。

※1 市奨学費は非課税世帯に限りますが、府給付金は所得割が一定額以下の場合、給付される場合があります。

生徒本人は非課税世帯で生計外親権者が課税の場合の市奨学費支給額については、お問い合わせください。

※2 府への申請の有無にかかわらず、市奨学費の上限額から、府の給付金額を控除して支給します。

申請方法

申請には「オンライン」・「送付」・「持参」の3つの方法があります。

1 オンライン申請 **オススメ!**

※生徒本人の「マイナンバーカード」と「NFCリーダーが搭載されたスマートフォン」が必要です。

オンライン申請の手順と申請フォーム

右の二次元コードから、オンライン申請手順を確認し、申請してください。

- 1（初めての方のみ）
 - ・ 行政オンラインシステムへの登録
 - ・ アプリ「スマート OSAKA」のダウンロード

2 行政オンラインシステムで申請内容入力

添付書類も画像添付でOK!

証明書原本などが必要な場合、別途送付が必要です。（P.5参照）

3 マイナンバーカードを使用した電子署名（P.6参照）

4 7月1日（水曜日）までに申請完了



オンライン申請手順
・申請フォーム

2 送付

P.5の提出書類を、巻末の提出先へ送付してください。

※ 送付に係る郵送料はご自身でご負担ください。なお、切手の料金不足にご注意ください。

※ 「オンライン」と重複して申請しないようご注意ください。

3 持参

P.5の提出書類を、巻末の提出先に持参してください。

※ 受付は平日の9:00～17:30まで

※ 「オンライン」と重複して申請しないようご注意ください。

申請期限

令和8年7月1日（水曜日） 厳守

※郵送の場合、7月1日（水曜日）まで（当日消印有効）

提出書類

※審査において、大阪市教育委員会が必要と判断した場合、別途必要書類を求めることがあります。
その際は、指定された書類を速やかに提出してください。

対象者	提出書類	備考	オンライン申請の場合	チェック
全員（必須）	大阪市奨学費受給申請書		申請フォームから入力してください	<input type="checkbox"/>
	以下のいずれかのコピー ・奨学費振込口座の通帳 ・キャッシュカード ・インターネットバンキングの口座情報	<p><u>・生徒本人名義のみ</u></p> <p><u>・金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義がわかるもの</u></p> <p>※10年以上取引のない口座は休眠口座となっていないかご確認ください</p>	申請フォームで画像添付	<input type="checkbox"/>
①大阪市教育委員会が住民基本台帳・個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意される方（P.10参照） （令和8年1月2日以降に転入された方は利用できません）	不要		不要	
②大阪市教育委員会が住民基本台帳・個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意されない方（P.10参照）	令和8年度市民税・府民税・森林環境税証明書（原本）	同一世帯内全員の所得額を確認できる書類	別途送付または持参	<input type="checkbox"/>
③令和8年1月2日以降に大阪市へ転入された方（P.10参照）	世帯全員が記載されている住民票の写し（原本）	<p>・令和8年6月1日以降発行</p> <p>・「世帯主との続柄」記載あり</p> <p>・「マイナンバー」記載なし</p> <p>※「児童養護施設に入所中」または「里親に養育されている」方は不要</p>		<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭の方	ひとり親家庭医療証のコピー	<p>・生徒本人分</p> <p>・父・母または養育者の居住地・氏名・有効期間・生徒の名前、生年月日が確認できるもの</p> <p>※ない場合、P.6参照</p>	申請フォームで画像添付	<input type="checkbox"/>
児童養護施設に入所中の方	施設在籍証明書	施設長発行	別途送付または持参	<input type="checkbox"/>
里親に養育されている方	児童（里親）委託証明書	こども相談センター所長発行		<input type="checkbox"/>
別居の生計を一としない親権者が課税されている方	<p>・「別居し生計を一としない親権をもつ保護者」の課税証明書（原本）</p> <p>・親権を確認できる書類（生徒本人の戸籍抄本）（原本）</p>		別途送付または持参	<input type="checkbox"/>

よくある質問

申請期限までに必要書類がそろわない

申請書類がそろわない場合でも、必ず7月1日までに申請を済ませてください。

※オンライン申請は7月2日（木曜日）午前0時に入力・訂正ができなくなります。

そろっていない書類については、7月31日（金曜日・郵送の場合、当日消印有効）までにご提出ください。

- オンライン申請の場合：オンライン申請後に発行される送付状（PDF）を印刷し、追加書類と送付してください。
- 送付・持参申請の場合：追加書類にメモ「不足する書類、学校名、生徒名」を付けて、提出してください。

18歳以上になったため、「ひとり親家庭医療証」がない

- 保護者が「ひとり親」として税申告している場合
申請書の「収入・所得の確認方法」で「大阪市教育委員会が住民基本台帳・個人市民税課税台帳の提供を受けることに同意」した場合、証明書の添付は不要です。
- 保護者が「ひとり親」として税申告していない場合
保護者の戸籍抄本（個人事項証明書）を提出してください。

別居の生計を一としない親権者がおり、その親権者は課税されているとは？

父母が離婚し、生徒は、「非課税である同居の保護者（親権の有無は問いません）」に扶養されており、「別居し生計を一としない親権をもつ保護者」は課税されている場合があります。

以下書類の提出（送付または持参）が必要です。

- 「別居し生計を一としない親権をもつ保護者」の課税証明書（原本）
- 親権を確認できる書類（生徒本人の戸籍抄本）（原本）
その他状況を確認できる書類の提出を求める場合があります。

オンライン申請の電子署名とは？

行政オンラインシステムを使用したオンライン申請には、本人確認のため生徒本人※の「マイナンバーカード」を「NFCリーダーが搭載されたスマートフォン等」での読み取りが必要です。

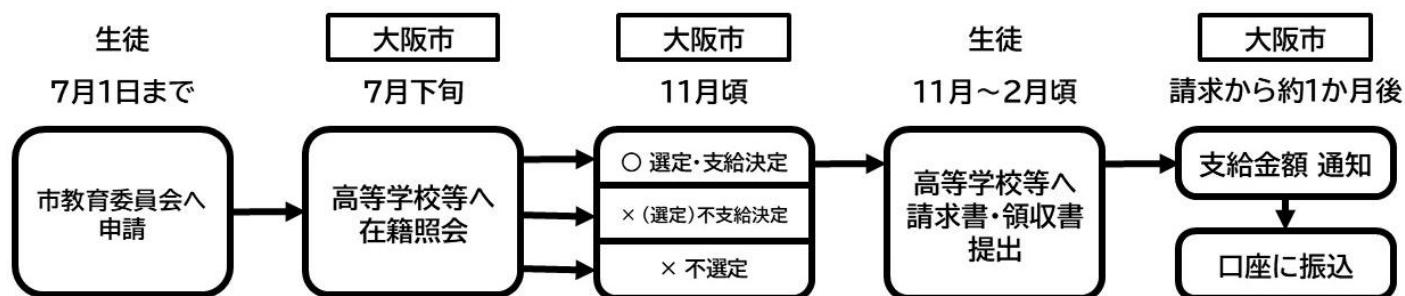
申請前に電子証明書の有効期限が切れていないか、ご確認ください。

※生徒の申請日時時点の年齢が18歳未満であれば、同居の父母のマイナンバーカードによる電子署名であっても有効とします。

個人情報情報の取扱い

大阪市教育委員会は、申請生徒・保護者などから提出された書類及び同意により提供を受けた情報について、「大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適切に取扱うとともに、「市奨学費」審査事務以外の目的には使用することはありません。

申請から支給までの流れ



市奨学費支給対象品目

選定・支給決定後、11月～2月に行う請求には領収書などの証明書類が必要です。
請求書を提出するまで大切に保管してください。

「入学」または「授業料を除く学校教育に要した費用」を支給します。
技能連携制度により、高等学校と専修学校の両方に在籍している場合、専修学校にかかる費用は対象外です。

1 第1学年（令和8年度中に入学した方）

領収書などは申請年度の入学に要したものに限りません。

項目	具体的品目
入学検定料	高等学校または高等専門学校への入学検定料 ※複数校の検定料も可（公立・私立の併願、前期・後期の受験の場合など）
入学料	入学した高等学校または高等専門学校の入学金 ※入学した学校のみ

2 全奨学生

領収書などの購入（支払）日は、令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

項目	具体的品目
教科書費	授業で使う教科書、副読本、ワークブック、辞典（電子辞書）など
学用品費	授業で使う文房具類、上履きなど（めがね、コンタクトレンズは除く）
実習材料費	授業で使う体育用品（体操服、運動靴など）、楽器、製図・技術用具、裁縫用具、調理用の材料などの実習費等 ※部活動にかかる費用は除く
教科外活動費	遠足・社会見学などの行事費、宿泊を伴う行事費（修学旅行は除く）など ※必修以外のクラブ活動にかかる費用は除く
通学費	通学のための交通費（令和8年4月1日から令和9年3月31日の分） 通学用自転車購入費・駐輪場代など（学校から許可を受けている場合のみ）
通学用品費	学生服、ブレザー、ネクタイ、シャツ、ブラウス、通学用かばん、通学用靴（学校指定または学校が認めている物のみ）、水筒（弁当箱は対象外）、傘、レインコートなど ※私服、靴下、肌着は対象外
学校納付金 （学校徴収金）	学年費、学級費、生徒会費、PTA会費、同窓会費、日本スポーツ振興センター共済掛金等、空調使用料、学校で使用するロッカー代、施設整備費（授業料相当でないもの）

留意事項

- 請求には購入内容を証明するレシート・領収書などの原本が必要です。
- パソコン・タブレットは対象外です。
- 学校納付金の領収書が発行されない場合、「引落額がわかる通帳のコピー」と「金額の内訳がわかる学校からのお知らせ」などが必要です。
- 通学費は定期券の写し・交通機関を利用した日付や区間がわかる PiTaPa などの利用明細が必要です。
- レシート・領収書などは、品名・購入年月日・金額・購入先・宛名の記載が必要です。
- レシート・領収書などの内容が不明な場合、大阪市教育委員会が購入店等に問い合わせることがあります。
- 虚偽の申請が判明した場合、支給の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

記入例

第1号様式

令和8年度 大阪市奨学費受給申請書

私（申請者）は、大阪市奨学条例施行規則第4条第2項の規定のとおり、申請者の学校への在籍状況や生活保護適用の有無等、教育委員会が審査に必要と判断した情報について、申請者の在籍校及び関係行政機関へ照会し、取得することに同意し、申請します。

A	フリガナ	ヨロヤシ	ジロウ	男	年齢	申請日
	氏名	淀屋橋	二郎	女	〇〇歳	令和8年〇月〇日
B	連絡先 (保護者)	自宅電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 携帯電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
	この申請書の記載内容に誤りがあった場合や、奨学費の支給の決定返選を申請者本人または保護者に求めることがあります。					
C	生計を一にする者	※生計を一にする者とは、同居する者全員と別居であっても扶養関係のある者を含みます。				
	続柄	氏名	生年月日	収入の有無	収入・所得の確認方法 (いずれか□にチェック)	
		住所	在籍学校名	①	②	③
	本人	淀屋橋 二郎	大・昭・平・令 西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	父	淀屋橋 太郎	大・昭・平・令 西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	母	淀屋橋 花子	大・昭・平・令 西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	妹	淀屋橋 一花	大・昭・平・令 西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	祖母	淀屋橋 梅子	大・昭・平・令 西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日	有・無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
D	上記以外に親権を行う者がいる場合は以下を記入してください。					
	1 親権者氏名 () 2 住所 () 3 生年月日 (年 月 日) 4 当該親権者について、該当する次の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 令和8年度市(町村)民税所得割が非課税である。 <input type="checkbox"/> 令和8年度市(町村)民税所得割が課税である。(当該親権者の課税証明書の提出の必要があります。)					
E	家庭状況等について (1、2の該当する数字を○で囲み、3、4は人数を記入してください。)					
	1 父母について ①両親あり ②ひとり親世帯 ③その他 () 2 同居の祖父母の有無 ①有り ②無し 3 同居している家族(申請者を含む)の総人数 (5)名 4 扶養関係のある別居している家族の人数 (1)名					

裏面にも記入箇所があります。

受給申請書の記入方法

- ・記入例を参考にして、消えないボールペンで記入してください。(鉛筆は不可)
- ・記入後は、必要書類を添付のうえ、大阪市教育委員会へ提出してください。
- ・記入もれがないよう、提出前に再確認してください。
- ・未記入がある場合、再提出が必要になります。

該当項目	注意点
A 申請者本人(生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・「年齢」: 7月1日時点の満年齢 ・「申請日」: 申請書をポストに投函する日 ・「学校名」: 学校に在籍確認するため、学生証等を確認の上、正式名称をご記入ください。 ・「学科」の例: 普通科・商業科・総合学科 など
B 連絡先(保護者)	<ul style="list-style-type: none"> ・日中に連絡がつく電話番号
C 生計を一にする者(収入・所得の確認方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者と同居する方全員を記入してください。 ・申請者から見た続柄(父母兄弟姉妹等)も必ず記入してください。 ・申請者と別居であっても、扶養関係にある方は記入してください。 ・実際の住まいが申請者と別であっても、住民票を異動していない場合は、住所欄は「本人と同じ」にチェックしてください。 <p>【P10「収入・所得の確認方法」についてを参照してください】</p> <p>左記①～③は必ず家族それぞれの同意を得てください。</p> <p>▼①を選択された方 書類の提出が省略できます。 令和8年1月1日現在、大阪市住民基本台帳に登録され、税申告をされている方は、大阪市教育委員会が税情報の内容を確認します。</p> <p>▼②または③を選択された方 「送付」または「持参」で書類の提出が必要です。 「令和8年度市民税・府民税・森林環境税証明書」及び「世帯全員が記載されている住民票の写し」が必要です。</p>
D 上記以外に親権を行う者がいる場合	<p>他に親権者(同居していない親権者、未成年後見人の選任を受けている方)がいる場合、記入してください。</p> <p>▼記入例 「1 親権者氏名」: 未成年者後見人: 〇〇 〇〇</p> <p>児童養護施設入所者、里親に養育されている生徒は、記入不要です。</p>
E 家庭状況等について	<ul style="list-style-type: none"> ・「4」: 扶養関係のある別居している家族がない場合は、「0」(ゼロ)と記入してください。

記入例

高等学校等の在籍期間	
(1) 現在、在籍している高等学校等の学校名、在籍期間を1に記入してください。	
(2) 現在、在籍している高等学校等の前に在籍した高等学校等があれば、2、3に直近のものから記載してください。	
F	高等学校等名
1	〇〇〇高等学校
2	▲▲▲高等学校
3	
在籍期間	
	平成 8年4月1日 ~ 現在
	令和 7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
	年 月 日 ~ 年 月 日
G	大阪府「奨学のための給付金」以外の給付型奨学金の申請状況等
(次のいずれかの口にチェックを入れ、申請している場合は奨学金名を記入してください。)	
<input checked="" type="checkbox"/> 申請している (奨学金名 〇〇〇奨学金) ・ <input type="checkbox"/> 申請していない	
H	口座振替の申出
※口座は奨学生本人名義のものに限ります。下記に記載いただいた口座情報が確認できる資料(通帳の写し等)を添付してください。	
奨学費の支払については、今後、次の私名義の預金口座に口座振替されるよう依頼します。ただし、選定されなかった場合は依頼を取り消します。	
振込先金融機関名	〇〇〇 銀行 信用金庫 労働金庫
	〇〇〇 支店 出張所
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他
口座番号	No. 1 2 3 4 5 6 7 (フリガナ) ヨドヤバシ ジロウ
	淀屋橋 二郎

該当項目	記入内容
F 高等学校等の在籍期間	・新入学の方：4月1日と記入してください。 ・編入学・転学した方：これまでの在籍校も記入してください。
G 大阪府「奨学のための給付金」以外の給付型奨学金の申請状況等	・申請予定の給付型奨学金がある場合「申請している」にチェックを入れて、奨学金名を記入してください。受給決定の場合、市奨学費は支給停止・減額を行います。
H 口座振替の申出	・生徒本人の口座名義のみ

▼記入の必要な給付型奨学金の例

- ・あしなが育英会 奨学金
- ・加藤山崎修学支援金 ・加藤山崎奨学金
- ・USJ奨学金 ・夢みらい奨学金
- ・山内健二記念大阪奨学育英基金 奨学金
- ・カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金奨学金
- ・人志奨学基金 奨学金 ・明日花育英会 奨学金
- ・船井奨学会 奨学金 ・JPOSH奨学金
- ・是川奨学資金 ・古岡奨学会 奨学金
- ・寺西育英会 奨学金 ほか

・貸与型(返済する必要がある)奨学金
・高等学校等就学支援金(授業料に対する支援)
は給付型奨学金には当たらないので、記入不要

ゆうちょ銀行も利用できます。

▼収入・所得(税情報等)の確認方法

※市民税・府民税の申告を必ず行っただうえで、①～③を選択してください。

- ① 教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意する。
「令和8年度 市民税・府民税・森林環境税証明書」などの提出が省略できます。
同意されても税情報等が確認できない場合は、必要書類を求めめる場合があります。
- ② 教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意しない。
「令和8年度 市民税・府民税・森林環境税証明書」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」の提出が必要となります。
- ③ 「令和8年度 市民税・府民税・森林環境税証明書」及び「世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し」を提出する。
令和8年1月1日現在、大阪市住民基本台帳に登録されていなかった方は、こちらの選択をしてください。

記号 11960 番号 12345671
おなまえ 田中 様

総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の変換

ゆうちょ銀行 記号 1 1 9 6 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1
↓ 2～3桁目の数字の最後に「8」をつける ↓ 桁数にかかわらず最後の「1」をとる

振込受取口座 支店 1 9 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

預金種目 { 総合口座 } → 普通預金
 { 通常貯金 } → 普通預金
 { 通常貯蓄貯金 } → 貯蓄預金

ご利用種別 銀行 使 用 簿

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください

【店名】一九八 (読み イチキュウハチ)
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】1234567

申請書「収入・所得の確認方法」について

①を選択した方

同意により、大阪市教育委員会が申請者に代わって、住民基本台帳を活用して、審査に必要な個人市民税の情報提供を受けることで、申請者は証明書の提出を省略できます。

次の要件を満たしていることが必須です

- 令和8年1月1日現在、大阪市住民基本台帳に登録されている
- 市税事務所などで税申告を済ませている

※未申告の方は令和8年7月17日（金曜日）までに、税申告してください。

②・③を選択した方

以下の提出が必要です。

- 「令和8年度市民税・府民税・森林環境税証明書」など
※同一世帯内（平成20年4月1日以前生まれの方）全員の所得額を確認できる書類
- 令和8年6月1日以降発行の「世帯全員が記載されている住民票の写し」
※世帯主との続柄があり、マイナンバーの記載がないもの

※令和8年1月2日以降に大阪市に転入した場合、「令和8年度市民税・府民税・森林環境税証明書」は、令和8年1月1日時点で住所を登録していた市町村にお問い合わせのうえ、課税証明書を取得してください。

大阪市内各市税事務所の連絡先

市税の申告や税証明などのご質問は次の市税事務所にお問い合わせください。

市税事務所	住所	電話	担当区
梅田市税事務所	〒530-8216 北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階	06-4797-2953	北区・西淀川区 淀川区・東淀川区
京橋市税事務所	〒534-8502 都島区片町2-2-48 JR京橋駅NKビル4階	06-4801-2953	都島区・旭区 城東区・鶴見区
弁天町市税事務所	〒552-8505 港区弁天1-2-2-100 大阪バイタワーイースト1階	06-4395-2953	福島区・此花区 西区・港区・大正区
なんば市税事務所	〒556-8670 浪速区湊町1-4-1 大阪シティエアターミナルビル（OCAT）5階	06-4397-2953	中央区・天王寺区 浪速区・東成区・生野区
あべの市税事務所	〒545-8533 阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階	06-4396-2953	阿倍野区・住之江区 住吉区・東住吉区 平野区・西成区

※証明書の発行は、市税事務所・区役所・コンビニ（マイナンバーカードが必要）で取り扱っています

令和 8 年度市民税・府民税・森林環境税証明書
(令和7年中の所得証明書)

見本

納税義務者	住所	大阪市〇〇区〇〇1丁目2番34号	
	令和8年1月1日現在住所(所在地)	同上	
	氏名	北浜 天満	

市奨学費は、市民税非課税世帯が対象となります。
市民税額の「所得割額」・「均等割額」が「0円」であるか確認してください。

市民税・府民税・森林環境税額(円)			課税標準額(計)	¥0
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税	¥0	¥0	¥0	¥0
府民税	¥0	¥0	¥0	
森林環境税	--	--	¥0	

所得金額(円)			
合計	¥0	以下	余白
以下	余白		

所得控除額(円)					
社会保険料	¥0	寡婦・寡夫・ひとり親	¥300,000	特定親族特別	¥0
小規模共済等掛金	¥0	勤労学生	¥0	基礎	¥430,000
生命保険料	¥0	障がい者	¥0	雑損	¥0
地震保険料	¥0	配偶者・扶養	¥330,000	医療費	¥0
		配偶者特別	¥0	合計	¥1,060,000

税額控除額(円)					
区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除	¥0	¥0	扶養親族欄に数字が印字されているか		¥0
配当控除	¥0	¥0	確認してください。		¥0
住宅借入金等特別控除	¥0	¥0	(**は不可)		¥0

同一生計配偶者 無	扶養親族 0人	特定 0人(0人)	老人(内同居) 0人	18歳未満 1人	その他 1人	特定親族 0人	本人該当	特別障がい	その他障がい	寡婦	特別寡婦	寡夫	ひとり親	勤労学生	事業専従者	
															区分	**
特別障がい者(内同居)														専従者数	0人	
その他障がい者														給与額等	¥0	
合計(本人除く)															0人	
0人(0人)															0人	

(備考) 空白	「非課税」と記載があれば所得が未申告です。 市税事務所で所得の申告を行い、 証明書を請求してください。
---------	---

(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。)

区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税	¥0	¥0	¥0	¥0
府民税	¥0	¥0	¥0	
森林環境税	--	--	¥0	

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除	¥0	¥0	寄附金税額控除	¥0	¥0
配当控除	¥0	¥0	所得割調整額・外国税額控除	¥0	¥0
住宅借入金等特別控除	¥0	¥0	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	¥0	¥0

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第〇〇〇-〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

見本

変更の届出

大阪市奨学費受給申請書（以降、「申請書」という。）の提出後または奨学生に選定後、次の変更があった場合は、届出が必要です。

右の二次元コードから「オンライン申請」いただくか、「送付」または「持参」でP.14にある「奨学生等変更届」を以下の添付書類とともに速やかに届出してください。



変更届

※別途、証明書原本が必要な場合、送付または持参が必要です。

変更事由	提出書類	オンライン申請の場合	チェック
全ての事由（必須）	奨学生等変更届	申請フォームから入力してください	<input type="checkbox"/>
・住所 ・氏名 ・その他世帯の状況	世帯全員の住民票の写し（原本） ・「世帯主との続柄」記載あり ・「マイナンバー」記載なし	別途送付または持参	<input type="checkbox"/>
預金口座などの支給の方法に関すること	変更したい奨学生本人名義の通帳のコピー	申請フォームで画像添付	<input type="checkbox"/>
生活保護（高等学校等就学費）の受給開始	以下のいずれかのコピー ・生活保護決定通知書 ・生活保護適用証明書		<input type="checkbox"/>
他の給付型奨学金の受給	以下のいずれかのコピー ・決定通知書 ・受給金額・期間のわかるもの など		<input type="checkbox"/>
・市奨学費の支給が不要となったとき ・その他大阪市教育委員会が照会した事項に変更があったとき	不要となる理由がわかる書類		<input type="checkbox"/>

令和8年度 奨学生等変更届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会 様

学校名
学年 第 学年
生徒名
(選定番号)
保護者名

次のとおり変更があった為、届け出ます。

記

変更内容

受領日 令和 年 月 日
学校名

〈大阪市奨学条例施行規則抜粋〉 【】は必要な添付書類

(異動の届出)

第11条 奨学生又は奨学費の申請を行っている者は、次に掲げる場合には、奨学生等変更届(第9号様式)に委員会が定める書類を添えて、委員会に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名その他世帯の状況に変更があった場合
【世帯全員の住民票を添付してください。】
- (2) 預金口座等の支給の方法に関する事項に変更があった場合
【奨学生本人の名義の通帳写しを添付してください。】
- (3) 高等学校等就学費(「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7に定めるもの)の給付に関する事項に変更があった場合
【生活保護決定通知書の写しもしくは生活保護適用証明書を添付してください。】
- (4) 条例第8条第5号の金銭の給付に関する事項に変更があった場合
【決定通知書の写しもしくは、受給金額のわかる書類等を添付してください。】
- (5) 奨学費の支給が不必要となった場合
- (6) その他委員会が照会した事項に変更があった場合

(注釈)

大阪市奨学条例第8条第5号

「本市及び大阪府以外の者から第6条第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることとなったとき」

支給決定の取消・停止・減額、返還について

取り消し・停止・減額の事由

7月1日以降に以下の場合、該当期間は支給対象になりません。
また、以下の「6」の場合、市奨学費の支給上限額を調整します。

- 1 退学
- 2 停学、休学
- 3 市外への転居
- 4 生活保護（高等学校等就学費）を受給
- 5 その他、支給要件に該当しない事由が生じたとき
- 6 他の給付型奨学金を受給するとき

※4月から6月の間で、上の「1～5」に該当する期間がある場合も、該当期間は支給対象外です。
虚偽の申請が判明した場合、支給の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

返還が必要な場合

市奨学費の支給の決定の全部または一部を取り消されたとき、既に市奨学費が支給されている場合、取消し額の返還が必要です。

不服の申し立て（審査請求）

市奨学費の選定（不選定）、支給決定（不支給決定）、全部取消・一部取消、停止・減額の各決定に不服がある場合、決定を知った日の翌日から3か月以内に大阪市教育委員会に審査請求をすることができます。

大阪市奨学条例

(目的)

第1条 この条例は、教育の機会均等を得させるため、能力があるにもかかわらず経済的理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校(専攻科及び別科を除く。以下「高等学校等」という。)の修学に困難な者に対し奨学費を支給することを目的とする。

(奨学費)

第2条 奨学費は、大阪市教育振興基金から生ずる利子及びその他の収入をもつてこれに充て、毎年予算の範囲内でその額を定める。

(奨学生の資格)

第3条 奨学費の支給を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者(「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7に定める高等学校等就学費の給付を受けている者を除く。)又はこれに準ずると教育委員会(以下「委員会」という。)が認める者
- (3) 学業が優良で性行の善良な者

(手続)

第4条 奨学費の支給を受けようとする者は、委員会に申請しなければならない。

(奨学生の選定)

第5条 奨学生は、委員会が毎年度これを選定する。

(支給額等)

第6条 奨学費は、入学又は学校教育に要した費用(授業料を除く。)に充てるため、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める金額(大阪府から当該費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることができる場合にあつては、当該各号に定める金額から当該給付の額を控除した額)の範囲内において委員会が支給の決定をするものとする。ただし、当該給付の額が、当該各号に定める金額以上である場合は、支給の決定を行わない。

- (1) 第1学年に属する生徒(当該年度中に入学した者に限る。)年額 107,000 円
- (2) 前号に掲げる生徒以外の生徒 年額 72,000 円

2 奨学費を支給する期間は、当該奨学費の支給に係る高等学校等における正規の修業年限を限度とする。

(奨学費の支給の決定の取消し)

第7条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨学費の支給の決定を受けたとき
- (2) 退学したとき
- (3) 第3条各号のいずれかに該当しない者となつたとき
- (4) その他委員会が必要と認めたとき

(奨学費の支給の停止又は減額)

第8条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、奨学費の支給を停止し、又は奨学費を減額することがある。

- (1) 正当の事由がなく履修学科を変更し、又は転学し、若しくは退学したとき
- (2) 学業成績が著しく不良と認められるとき
- (3) 性行が不良と認められるとき
- (4) 傷病その他の事由により成業の見込がないと認められるとき
- (5) 本市及び大阪府以外の者から第6条第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることとなつたとき
- (6) 前号に掲げる場合のほか、奨学費の支給が不必要となつたとき
- (7) 休学その他の事由により、所定の支給額が不必要となつたとき
- (8) その他委員会が必要と認めたとき

(奨学費の返還)

第9条 委員会は、第7条の規定により奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨学費が支給されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の奨学費の返還を求めることができる。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

中略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

送付時の宛名及び持参の場合の提出先

送付時の宛名として切り取ってご利用ください

〒557-0014
大阪市西成区天下茶屋 1-16-5
大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター
事務管理担当（就学支援グループ）市奨学費担当

最寄り駅

- OsakaMetro 四つ橋線「花園町」南東へ約 550m
- 堺筋線・南海線「天下茶屋」北東へ約 750m
- 南海高野線「萩ノ茶屋」南東へ約 650m
- 阪堺電軌阪堺線「今船」南西約 250m